



北海道市町村職員退職手当組合告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定により、
出納員をして事務の一部を委任する分任出納員を次のとおり定めたので、同項
後段の規定に基づき告示する。

令和4年4月1日

北海道市町村職員退職手当組合長 宮 本 憲 幸

記

分任出納員 北 野 雅 樹 （総務課総務係長）

分任出納員 田 川 裕 也 （会計課会計係）

（会計課 会計係）